

東京都板橋区農業委員会

第 26 期第 2 回定例総会議事録

令和 8 年 8 月 2 5 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 26 期第 2 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 8 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	久保 秀一	9	
2	稲本 政美	6		10	松澤 智昭
3	山口 賢治	7	木村 博之	11	小山 貴代
4		8	柴 佳代子	12	田中 はつ江

議 事

1 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料1)
合計4件 (内訳: 4条関係3件、5条関係1件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料2)
- (3) 国有農地見回り調査の結果について (資料3)

2 次回日程

日 時 令和8年9月29日(火) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	久保 秀一	委員
	柴 佳代子	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	追川 智子	農政担当係長
	橋本 陣	書記

事 務 局 長	只今より、第２６期第２回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、久保秀一委員、柴佳代子委員を指名させていただきます。欠席の届出が宮本拓委員、田中康智委員、染宮利章委員、安井一郎委員から出ております。 それでは、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、資料１、１ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出で、令和８年７月１１日から同年８月１０日までに届出があったもの、３件でございます。 専決番号１、土地の所在が成増四丁目７２５番１の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は１０５平方メートル、転用の目的は戸建住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、１ページ下段の専決番号１の案内図において、矢印が指しているところ、なります幼稚園の南西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は戸建て住宅となっていました。 こちらは現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号２、土地の所在が桜川二丁目６５番１、６５番２及び６５番３の３筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地となっています。 面積は、合計で２３５２平方メートル、転用の目的は共同住宅です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、２ページ上段の専決番号２の案内図において、矢印が指しているところ、都立城北中央公園の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は店舗兼共同住宅となっております。 こちらも現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。

事 務 局 長	続きまして、専決番号3、土地の所在が三園二丁目224番2及び224番8の2筆で、登記簿上の地目は何れも田、現況は不耕作地となっています。 面積は、合計で673平方メートル、転用の目的は店舗、倉庫です。 届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。 概ねの位置は、2ページ下段の専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、都営三田線 西高島平駅の西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は店舗となっております。 こちらも現況に対する届け出でございます。 説明は以上でございます。
会 長	4条関係3件について、何かご意見、ご質問はございますか。
委 員	いずれも既に建物が経っており、農地ではないと思いますが、この農地転用の手続きはいつまでに行うものなのでしょうか。
書 記	原則としましては届出をあらかじめ行う、ということになっておりますが、実際には本件のような転用届を本来行うべきタイミングでなされずに残ってしまっているケースもございます。
委 員	どうして転用から時間が経過したのちに農地転用の届出を行うことになるのでしょうか。
書 記	土地や建物の売却、相続など土地の権利移動が発生するタイミングで、法務局において土地の地目を確認したところ、地目が畑や田のままだったことが発覚し、手続きを行うケースがございます。
会 長	他に何かございますか。 特に無いようですので、続いて第5条関係をお願いします。
事 務 局 長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和8年7月11日から同年8月10日までに届出があったもの、1件でございます。3ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が中台二丁目495番1の1筆で、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地となっています。 面積は231平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。 譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。 概ねの位置は、3ページ下段、専決番号1の案内図において、矢印が

書 記	指しているところ、中台中学校の東側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。 現況は更地となっております。 今後、令和9年2月以降に木造の分譲住宅が建築予定と伺っております。 説明は以上でございます。
会 長	5条関係1件について、何かご意見、ご質問はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 長	それでは、4ページ、資料2をご覧ください。令和8年7月11日から同年8月10日までに東京法務局 板橋出張所より照会のあったものが5件ございます。 番号1、土地の所在が赤塚六丁目2117番7、登記簿上の地目は畑、面積は132平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、7月17日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を7月24日に東京法務局板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、5ページ上段、番号1の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚保育園の西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は、個人住宅となっております。 そのため非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、番号2、土地の所在が徳丸五丁目10番22、登記簿上の地目は畑、面積は147平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、7月22日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を7月24日に東京法務局板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、5ページ下段、番号2の案内図において、矢印が指しているところ、紅梅小学校の南側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。

書	記	現況は、駐車場となっております。 そのため非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
事	務 局 長	続きまして、番号3、土地の所在が成増二丁目1，147番13、登記簿上の地目は畑、面積は66平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、8月4日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を同日、東京法務局板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、6ページ上段、番号3の案内図において、矢印が指しているところ、東武東上線 成増駅の南側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書	記	現況は、戸建て住宅となっております。 そのため非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
事	務 局 長	続きまして、番号4、土地の所在が高島平七丁目42番13、登記簿上の地目は畑、面積は295平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、8月4日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていることを確認し、その旨を同日、東京法務局板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、6ページ下段、番号4の案内図において、矢印が指しているところ、高島第一小学校の西側です。 現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書	記	現況は、共同住宅となっております。 そのため非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
事	務 局 長	続きまして、番号5、土地の所在が中板橋25番3、登記簿上の地目は田、面積は108平方メートルです。 土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、8月4日に現地調査を行い、現況が非農地であること、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を同日、東京法務局板橋出張所に回答しております。 概ねの位置は、7ページ、番号5の案内図において、矢印が指しているところ、東武東上線 中板橋駅の北側です。

書記	現地の詳細について、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
会長	現況は、道路となっております。 そのため非農地である旨を法務局に回答しております。 説明は以上でございます。
委員	何かご意見、ご質問はございますか。
書記	専決番号3番、4番について、3番は過去に転用届出がされていなく、4番は出されているということですが、いずれも今回なぜ法務局から照会があったのでしょうか。 3番については理由は分かりませんが、おそらく申請者が法務局に地目変更登記の手続きを行ったため、法務局から農業委員会に照会があったものと思われます。 4番については、去年の8月に農地法第5条の転用届がございまして、その際の転用目的は共同住宅となっておりますので、予定通り共同住宅を建てたものの、その後法務局での地目変更手続きを何らかの理由で行わなかったものと想定されます。
会長	他に何かございますか。 特にないようですので、続きまして、報告事項（3）国有農地見回り調査の結果について事務局より説明をお願いします。
事務局長	こちらは、書記からご説明いたします。
書記	8ページ、資料3をご覧ください。国有農地見回り調査の結果についてご報告いたします。見回り実施日は令和8年8月6日（木）、見回り実施者は事務局職員2名で確認いたしました。国有農地所在地及び公簿面積は記載のとおりです。今回の状況についてご報告させていただきます。 8ページの（1）未貸付地と農耕貸付地は9件です。調査結果は、今回確認いたしましたところ、前回調査から状況の変化はございませんでした。 続いて、9ページの（2）転用貸付地21件です。こちらも前回の調査から大きな状況の変化はございませんでした。 それでは、それぞれの現況について画面でご説明いたします。なお、一団の国有農地につきましては、8ページと9ページにまたがっている場合もありますが、合わせてご説明させていただきます。

会 長 委 員 事 務 局 長 委 員 事 務 局 長 会 長	〔書記から国有農地の現況説明〕 現況のご説明は以上でございます。 総会終了後、調査結果については、雑草が繁茂している等の状況を、東京都知事あてに報告いたします。 国有農地の調査結果のご報告は以上でございます。 何かご意見、ご質問はございますか。 国有農地とはどういった土地でしょうか。 国有農地とは、戦後の農地改革の際に自作農創設という特定の政策目的のため、国が強制的に土地を買収したのちに売り渡し等が行われず、現在も国が管理・処分を行っている農地となります。 今回の調査は国有農地等管理事務の一つとして、国有農地を定期的に見回り、国有農地等の現状把握に努めるものでございます。 貸借を行っている土地は、賃料は発生していますか。 貸借している土地について、賃料は発生しております。 他に何かございますか。 全体を通して何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第２回定例総会を閉会いたします。 （終了時間 午後２時４５分） 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・定例総会 ９月２９日（火）午後２時００分
---	--